

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款【新旧対照表】

(下線部変更箇所)

改正後	改正前
<p><b>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</b></p> <p><b>第1章 総則</b> (約款の趣旨)</p> <p><b>第1条</b></p> <p><b>3</b> お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「レオス・キャピタルワークス総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p><b>第2章 未成年者口座の管理</b> (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p><b>第2条</b></p> <p><b>5</b> 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において<u>17</u>歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において<u>17</u>歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第3条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第<u>15</u>条から第<u>17</u>条、第<u>19</u>条及び第<u>25</u>条第1項を除き、以下同じ。)) (以下、</p>	<p><b>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</b></p> <p><b>第1章 総則</b> (約款の趣旨)</p> <p><b>第1条</b></p> <p><b>3</b> お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する<u>森濱田</u>事項は、この約款に定めがある場合を除き、「レオス・キャピタルワークス総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p><b>第2章 未成年者口座の管理</b> (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p><b>第2条</b></p> <p><b>5</b> 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において<u>19</u>歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において<u>19</u>歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第3条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第<u>14</u>条から第<u>16</u>条、第<u>18</u>条及び第<u>24</u>条第1項を除き、以下同じ。)) (以下、</p>

改正後	改正前
<p>「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において<u>18</u>歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p><b>3</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において<u>18</u>歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	<p>「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において<u>20</u>歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p><b>3</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において<u>20</u>歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>
<p><b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><b>第5条</b></p> <p><b>2</b></p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p>	<p><b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><b>第5条</b></p> <p><b>2</b></p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、<u>5年経過日の属する年の当社が指定する日までに「未成年口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。</u>)</p>
<p><b>(課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p><b>第7条</b></p> <p>② お客様がその年の1月1日において<u>18</u>歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>	<p><b>(課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p><b>第7条</b></p> <p>② お客様がその年の1月1日において<u>20</u>歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>
<p><b>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</b></p> <p><b>第8条</b></p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条</p>	<p><b>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</b></p> <p><b>第8条</b></p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条</p>

改正後	改正前
<p>の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。) で次に掲げる譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。) 又は贈与をしないこと</p>	<p>の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。) で次に掲げる譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。) 又は贈与をしないこと</p>
<p><b>(継続管理勘定等への移管)</b></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><b>第 11 条</b> 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><b>2</b> 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当社が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><b>(出国時の取扱い)</b></p>	<p><b>(出国時の取扱い)</b></p>
<p><b>第 12 条</b> お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p>	<p><b>第 11 条</b> お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p>
<p><b>第 3 章 課税未成年者口座の管理</b> <b>(課税未成年者口座の設定)</b></p>	<p><b>第 3 章 課税未成年者口座の管理</b> <b>(課税未成年者口座の設定)</b></p>
<p><b>第 13 条</b> 課税未成年者口座 (お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。) は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	<p><b>第 12 条</b> 課税未成年者口座 (お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。) は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>
<p><b>(課税管理勘定における処理)</b></p>	<p><b>(課税管理勘定における処理)</b></p>

改正後	改正前
<p><b>第 14 条</b> 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条及び第 19 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>	<p><b>第 13 条</b> 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>
<p><b>(譲渡の方法)</b></p>	<p><b>(譲渡の方法)</b></p>
<p><b>第 15 条</b> 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p><b>第 14 条</b> 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p><b>(課税管理勘定での管理)</b></p>	<p><b>(課税管理勘定での管理)</b></p>
<p><b>第 16 条</b> 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託</p>	<p><b>第 15 条</b> 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託</p>



改正後	改正前
<p>いたします。</p> <p><b>(課税管理勘定の金銭等の管理)</b></p> <p><b>第17条</b> 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り、)又は贈与をしないこと</p> <p><b>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p><b>第18条</b> 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><b>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</b></p> <p><b>第19条</b> お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。</p> <p><b>(出国時の取扱い)</b></p> <p><b>第20条</b> お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p><b>第4章 口座への入出金</b></p> <p><b>(課税未成年者口座への入出金処理)</b></p> <p><b>第21条</b> お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることとい</p>	<p>いたします。</p> <p><b>(課税管理勘定の金銭等の管理)</b></p> <p><b>第16条</b> 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り、)又は贈与をしないこと</p> <p><b>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p><b>第17条</b> 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><b>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</b></p> <p><b>第18条</b> お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。</p> <p><b>(出国時の取扱い)</b></p> <p><b>第19条</b> お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条及び第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p><b>第4章 口座への入出金</b></p> <p><b>(課税未成年者口座への入出金処理)</b></p> <p><b>第20条</b> お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金には次に定める方法によることとい</p>

改正後	改正前
<p>たします。</p> <p><b>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</b></p> <p><b>第22条</b> お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>3</b> お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>5</b> お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>(法定代理人の変更)</b></p> <p><b>第23条</b> お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>第6章 その他の通則 (取引残高の通知)</b></p> <p><b>第24条</b> お客様が15歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。</p> <p><b>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</b></p> <p><b>第25条</b> お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、</p>	<p>たします。</p> <p><b>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</b></p> <p><b>第21条</b> お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>3</b> お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>5</b> お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>(法定代理人の変更)</b></p> <p><b>第22条</b> お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>第6章 その他の通則 (取引残高の通知)</b></p> <p><b>第23条</b> お客様が15歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。</p> <p><b>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</b></p> <p><b>第24条</b> お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、</p>

改正後	改正前
<p>当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>	<p>当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>
<p><b>(基準年以降の手続き等)</b></p>	<p><b>(基準年以降の手続き等)</b></p>
<p><b>第 26 条</b> 基準年に達した場合には、当社はおお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。</p>	<p><b>第 25 条</b> 基準年に達した場合には、当社はおお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。</p>
<p><b>(非課税口座のみなし開設)</b></p>	<p><b>(非課税口座のみなし開設)</b></p>
<p><b>第 27 条</b> <u>2024 年以後</u>の各年(その年 1 月 1 日においてお客様が <u>18 歳</u>である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p><b>第 26 条</b> <u>2017 年から 2028 年</u>までの各年(その年 1 月 1 日においてお客様が <u>20 歳</u>である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>
<p><b>2</b> 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <u>18 歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>	<p><b>2</b> 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <u>20 歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<u>非課税上場株式等管理契約</u>(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<p><b>(本契約の解除)</b></p>	<p><b>(本契約の解除)</b></p>
<p><b>第 28 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p><b>第 27 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>
<p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設</p>	<p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設</p>

改正後	改正前
<p>を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>	<p>を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>
<p><b>（合意管轄）</b>  <b>第29条</b> この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>	<p><b>（合意管轄）</b>  <b>第28条</b> この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>
<p><b>（約款の変更）</b>  <b>第30条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p><b>（約款の変更）</b>  <b>第29条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>
<p><b>附則</b>  この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用させていただきます。</p>	<p><b>附則</b>  この約款は、<u>2021年5月6日</u>より適用させていただきます。  <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年</u></p>



改正後	改正前
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上